

「第 2 次生駒市教育大綱（案）」 に対する意見を募集します

生駒市では、平成 28 年 6 月に策定した本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「生駒市教育大綱」に基づき、様々な先進的な取組を進めてきました。

現行の大綱については、推進期間が 4 年間となっており、改訂の時期を迎えることから、現在、次期教育大綱の策定に向けて、市長と教育委員会が協議・調整を行う場、「総合教育会議」において、協議を重ねています。

この度、多くの協議を重ねるとともに、学校関係者や教育関係団体等へのヒアリングを経て、「**第 2 次生駒市教育大綱（案）**」を取りまとめました。

この大綱（案）について、皆さまのご意見をお聞かせください。

募集期間

令和 2 年 3 月 19 日(木)～令和 2 年 4 月 19 日(日)

皆さんで「生駒市教育大綱」をより良いものにしてください！

生駒市 パブリックコメント

検索

クリック！

※意見の提出方法など、詳細は裏面をご覧ください。

■ 募集する案件について

案件名	別添「第2次生駒市教育大綱（案）」
案の公表場所	市役所（2階教育総務課・3階市政情報コーナー）、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、南コミュニティセンターせせらぎ、生駒駅前図書室 市ホームページ（ http://www.city.ikoma.lg.jp/ ）
募集期間	令和2年3月19日（木）～令和2年4月19日（日）
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」（別の様式でも可能です）に ① 案件名、② 住所、③ 氏名、④ 「第2次生駒市教育大綱（案）」へのご意見を明記のうえ、 ① 窓口へ持参、② 郵送、③ ファクス、④ 市ホームページのいずれかで、教育総務課までご提出ください。 ※電話によるご意見には対応することができません。
提出先	【持 参】 生駒市役所 教育総務課（2階17番窓口） 平日 8：30～17：15 【郵 送】 〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市教育委員会事務局 教育総務課 宛 【ファクス】 0743-74-9100（教育総務課宛）
いただいた意見への対応	・ 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を、上記公表場所、市のホームページで公表します。ただし、意見を提出いただいた方の氏名、住所は公表しません。 ・ 提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。

